



2023年 8 月31日

各 位

会社名 株式会社ぐるなび
代表者名 代表取締役社長 杉原 章郎
(コード番号：2440 東証プライム)
問合せ先 専務執行役員 山田 晃久
(TEL：03-6744-6463)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2023年 8 月31日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2023年12月 1 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 730,500株
(3) 処分価額	1 株につき335円
(4) 処分総額	244,717,500円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の取締役（※）： 1名 18,000株 当社の執行役員： 11名 148,500株 当社の従業員： 145名 564,000株 ※監査等委員である取締役を除きます。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2018年 6 月20日開催の当社第29回定時株主総会において、当社の社外取締役を含む取締役を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を新たな報酬制度として導入することにつき、ご承認いただいております。

また、2023年 6 月21日開催の当社第34回定時株主総会において、当社が監査等委員会設置会社へ移行すること（以下「本移行」といいます。）、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、本移行前と同様に、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額 2 億 7 千万円以内（うち社外取締役分は年額 2 千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）として設定すること、対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は21万株を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を 1 年間から 3 年間までの間

で当社取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

加えて、当社の執行役員及び従業員に対しては、当社株式を所有することにより経営参画意識を高めるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進め、中長期的な業績拡大と企業価値の向上を図ることを目的とした譲渡制限付株式報酬制度を導入することにつき2021年5月12日開催の当社取締役会において決議しております。

本日、本取締役会により、対象取締役に対する2023年12月1日から2026年11月30日までの期間に係る譲渡制限付株式報酬（以下「譲渡制限付株式Ⅰ」といいます。）として、また当社の執行役員及び従業員に対する2023年12月1日から2029年11月30日までの期間に係る譲渡制限付株式報酬（以下「譲渡制限付株式Ⅱ」といい、譲渡制限付株式Ⅰとあわせて以下「本譲渡制限付株式報酬」と総称します。）として、割当予定先である対象取締役1名、当社の執行役員11名及び従業員145名（以下「割当対象者」といいます。）に対し、金銭報酬債権合計244,717,500円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式730,500株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、下記「3. 本割当契約の概要」に記載の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結すること等を条件として支給いたします。

なお、本譲渡制限付株式報酬は譲渡制限期間の異なる2種類の譲渡制限付株式で構成され、割当対象者はそれぞれ以下のとおりです。

譲渡制限付株式の種類	割当対象者
譲渡制限付株式Ⅰ	当社の取締役（※） ※監査等委員である取締役を除きます。
譲渡制限付株式Ⅱ	当社の執行役員 当社の従業員

3. 本割当契約の概要

（1）譲渡制限期間

下表に定める譲渡制限期間（以下譲渡制限付株式Ⅰの譲渡制限期間を「本譲渡制限期間Ⅰ」、譲渡制限付株式Ⅱの譲渡制限期間を「本譲渡制限期間Ⅱ」といいます。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下割り当てられた譲渡制限付株式Ⅰを「本割当株式Ⅰ」、割り当てられた譲渡制限付株式Ⅱを「本割当株式Ⅱ」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下「譲渡制限」といいます。）。

譲渡制限付株式の種類	譲渡制限期間
譲渡制限付株式Ⅰ	2023年12月1日～2026年11月30日
譲渡制限付株式Ⅱ	2023年12月1日～2029年11月30日

（2）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者のうち、譲渡制限付株式Ⅰの割当対象者（以下「割当対象者Ⅰ」といいます。）が、本譲渡制限期間Ⅰが満了する前に当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式Ⅰを、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。また、譲渡制限付株式Ⅱの割当対象者（以下「割当対象者Ⅱ」といいます。）が、本譲渡制限期間Ⅱが満了する前に当社の執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と

認める理由がある場合を除き、本割当株式Ⅱを、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものとしたします。

なお、本割当株式Ⅰのうち、本譲渡制限期間Ⅰが満了した時点（以下「期間満了時点Ⅰ」といいます。）において下記（３）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合、また、本割当株式Ⅱのうち、本譲渡制限期間Ⅱが満了した時点（以下「期間満了時点Ⅱ」といいます。）において下記（３）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、それぞれ期間満了時点Ⅰ又は期間満了時点Ⅱの直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものとしたします。

（３）譲渡制限の解除

当社は、割当対象者Ⅰが、本譲渡制限期間Ⅰ中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、期間満了時点Ⅰをもって、当該時点において割当対象者Ⅰが保有する本割当株式Ⅰの全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者Ⅰが、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間Ⅰが満了する前に当社の取締役を退任した場合には、2023年12月から割当対象者Ⅰが当社の取締役を退任した日を含む月までの月数を36で除した数に、当該時点において割当対象者Ⅰが保有する本割当株式Ⅰの数を乗じた数の本割当株式Ⅰにつき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものとしたします。

また、当社は、割当対象者Ⅱが、本譲渡制限期間Ⅱ中、継続して、当社の執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点Ⅱをもって、当該時点において割当対象者Ⅱが保有する本割当株式Ⅱの全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者Ⅱが、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間Ⅱが満了する前に当社の執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、2023年12月から割当対象者Ⅱが当社の執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を72で除した数に、当該時点において割当対象者Ⅱが保有する本割当株式Ⅱの数を乗じた数の本割当株式Ⅱにつき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものとしたします。

（４）株式の管理に関する定め

割当対象者Ⅰ及び割当対象者Ⅱは、S M B C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式Ⅰ及び本割当株式Ⅱについて記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式Ⅰ及び本割当株式Ⅱを当該口座に保管・維持するものとしたします。

（５）組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間Ⅰ又は本譲渡制限期間Ⅱ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、本割当株式Ⅰの場合は2023年12月から当該承認の日を含む月までの月数を36で除した数、本割当株式Ⅱの場合は2023年12月から当該承認の日を含む月までの月数を72で除した数に、当該承認の日において割当対象者Ⅰ又は割当対象者Ⅱが保有する本割当株式Ⅰ又は本割当株式Ⅱの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。）の本割当株式Ⅰ又は本割当株式Ⅱにつき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これらに係る譲渡制限を解除するものとしたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰ及び本割当株式Ⅱの全部をそれぞれ当然に無償で取得するもの

といたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、割当対象者Ⅰに対しては、2023年12月1日から2026年11月30日までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、また、割当対象者Ⅱに対しては、2023年12月1日から2029年11月30日までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、それぞれ支給された金銭報酬債権を現物出資財産として行われるものです。本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2023年8月30日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である335円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上